安全性・快適性が向上し、地域の活性化を支援!!

道路ネットワーク強化

東九州自動車道
日南北郷IC～日南東郷IC

平成30年3月11日（日）　開通

～沿線地域の企業立地や観光を支援～

国土交通省が整備を進めてきた東九州自動車道〈日南北郷ＩＣ～日南東郷ＩＣ〉が平成30年３月11日（日）に開通した。

【開通日】
平成30年３月11日（日）

【開通区間】
東九州自動車道〈日南北郷ＩＣ～日南東郷ＩＣ〉／延長９・０㎞

【開通による整備効果】
◇日南市～宮崎市間の所要時間が短縮
◇地元の企業誘致や定住促進を支援
◇新たな周遊観光ルート形成を支援
◇災害時には信頼性の高い代替路として機能

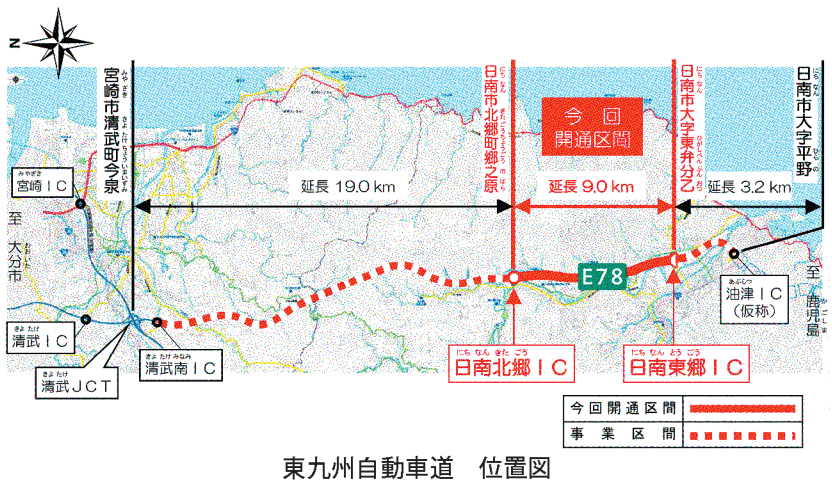

東九州自動車道　位置図

朝山・大田道路
大田朝山IC～大田中央・三瓶山IC

平成30年3月18日（日）　開通予定

～安全・安心な日常生活を確保～

国土交通省が整備を進めてきた山陰自動車道のうち、朝山・大田道路〈大田朝山ＩＣ～大田中央・三瓶山ＩＣ〉が平成30年３月18日（日）に開通する。

【開通予定日】
平成30年３月18日（日）

【開通区間】
山陰自動車道　朝山・大田道路〈大田朝山ＩＣ～大田中央・三瓶山ＩＣ〉／延長６・３㎞

【開通による整備効果】
◇主要都市間の移動時間の短縮
◇安全性、快適性の向上
◇通行止めによる迂回の解消
◇広域周遊観光の向上

朝山・大田道路　位置図

鷹巣大館道路
大館能代空港IC～鷹巣IC

平成30年3月21日（水）　開通予定

～産業・観光支援、救急患者の安定搬送等に期待～

国土交通省が整備を進めてきた日本海沿岸東北自動車道のうち、鷹巣大館道路〈大館能代空港ＩＣ～鷹巣ＩＣ〉が平成30年３月21日（水）に開通する。

【開通区間】
日本海沿岸東北自動車道　鷹巣大館道路〈大館能代空港ＩＣ～鷹巣ＩＣ〉／延長１・７㎞

【開通予定日】
平成30年３月21日（水）

【開通による整備効果】
◇進むネットワーク化が県北の企業進出・新規雇用を後押し
◇空港との連携による広域周遊観光を支援
◇安定・迅速な救急搬送を支援

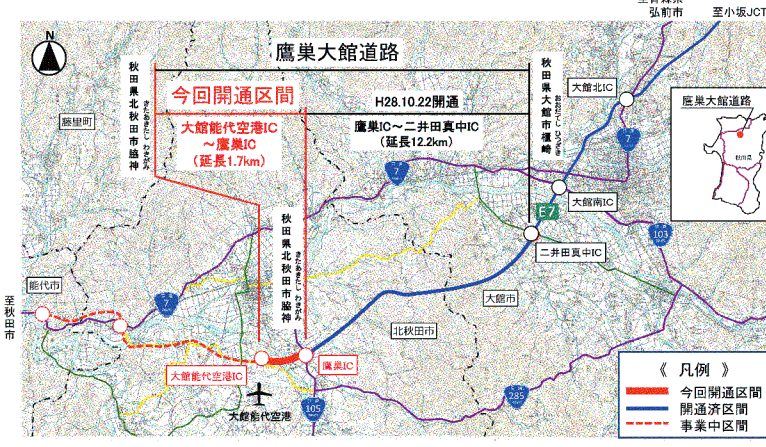

鷹巣大館道路　位置図

東北中央自動車道
大石田村山IC～尾花沢IC

平成30年4月15日（日）　開通予定

～インバウンド観光振興を支援～

国土交通省が整備を進めてきた東北中央自動車道（大石田村山ＩＣ～尾花沢ＩＣ）が平成30年４月15日（日）に開通する。

【開通予定日】
平成30年４月15日（日）

【開通区間】
東北中央自動車道（大石田村山ＩＣ～尾花沢ＩＣ）／延長５・３㎞

【開通による整備効果】
◇地域産業の活性化を支援
◇インバウンド観光振興を支援
◇地域救急医療活動の支援

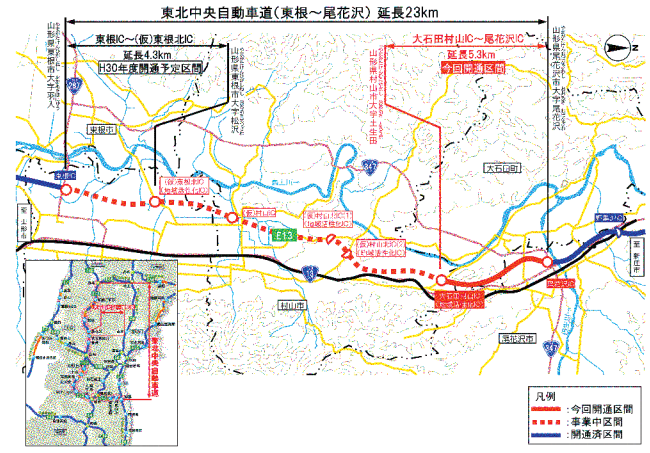

東北中央自動車道　位置図

唐津伊万里道路
南波多谷口IC～伊万里東府招IC

平成30年3月31日（土）　開通予定

～地域産業・物流効率化の支援に寄与～

国土交通省が整備を進めてきた西九州自動車道のうち、唐津伊万里道路（南波多谷口ＩＣ～伊万里東府招ＩＣ）が平成30年３月31日（土）に開通する。

【開通予定日】
平成30年３月31日（土）

【開通区間】
西九州自動車道　唐津伊万里道路（南波多谷口ＩＣ～伊万里東府招ＩＣ）／延長５・３㎞

【開通による整備効果】
◇周辺地域からの人材確保による更なる企業進出に期待
◇販路拡大による地域産業の活性化を支援
◇観光圏域拡大等による観光産業の活性化に期待

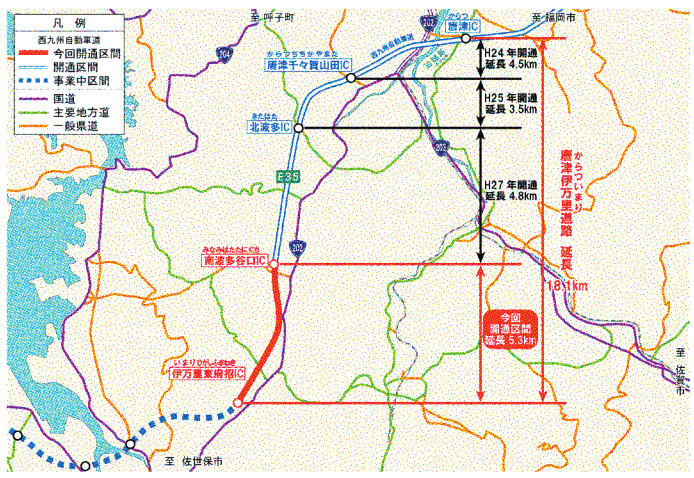

唐津伊万里道路　位置図

日高自動車道
日高門別IC～日高厚賀IC

平成30年4月21日（土）　開通予定

～競走馬輸送の安全性向上、日高地域の救急搬送を支援～

国土交通省が整備を進めてきた日高自動車道（日高門別ＩＣ～日高厚賀ＩＣ）が平成30年４月21日（土）に開通する。

【開通予定日】
平成30年４月21日（土）

【開通区間】
日高自動車道（日高門別ＩＣ～日高厚賀ＩＣ）／14・2㎞

【開通による整備効果】
◇夏いちごの生産拡大を支援
◇救急搬送の速達性・確実性の向上を支援
◇主要農産品「競走馬」の安全な輸送を支援
◇観光入込・交流人口の増加を支援

日高自動車道　位置図

「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」を閣議決定

一般国道の一部区間のバイパス供用開始等に伴い、国が管理する国道の区間（指定区間）を変更する「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」が、３月２日に閣議決定され、３月10日（土）から施行された。（一般国道47号の区間については３月18日から、一般国道161号の区間については４月１日から施行。）

1. 背景

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を指定する政令を改正し、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要がある。

2. 政令改正の概要

◇一般国道47号の区間（山形県内の一部区間：５・７㎞）及び一般国道115号の区間（福島県内の一部区間：16・２㎞）を指定区間に追加。
◇一般国道47号の区間（山形県内の一部区間：10・３㎞）及び一般国道161号の区間（滋賀県内の一部区間：11・５㎞）を指定区間から除外。

詳細は　https://www.mlit.go.jp/